資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百三十七万五千円、資本準備金の額を二百三十七万五千円、利益準備金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月九日

掲載頁　五十九頁（号外第七十六号）

平成二十五年四月十二日

東京都千代田区内幸町一丁目三番三号

株式会社ブリングアップ

代表取締役　木下　玲子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十二日

岩手県盛岡市中央通三丁目三番三号

菱和土地株式会社

代表取締役　岩舘　正英

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十二日

仙台市青葉区東勝山一丁目一番五号

宮城殖林株式会社

代表取締役　伊澤　平一

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年五月十七日です。

平成二十五年四月十二日

埼玉県秩父市道生町七番一号

寺内織物株式会社

代表取締役　寺内　秀夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十二日

東京都新宿区北新宿一丁目一二番一二号

テムリック株式会社

代表取締役　浴本　久雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十二日

石川県小松市浮城町七六番地一

株式会社トーケン

代表取締役　根上　健正

限定承認公告

本籍東京都世田谷区桜二丁目五九三番地、最後の住所東京都世田谷区新町二丁目二六番一一号

被相続人　亡　石渡　幸利

右被相続人は平成二十四年五月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十二日

東京都荒川区東日暮里五丁目三六番一号

相続財産管理人　石渡　ちよ

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十二日

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二七番地一

赤城乳業株式会社

代表取締役社長　井上　秀樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年四月十二日

東京都荒川区南千住六丁目六三番一号

株式会社ＴＳＵＫＩＮＯＭＩＹＡ

代表取締役　月野木　ゆり

限定承認公告

本籍茨城県石岡市国府三丁目一一〇二番地一、最後の住所茨城県石岡市南台一丁目八番三号

被相続人　亡　山内　紘

右被相続人は平成二十四年九月二十六日死亡し、その相続人は平成二十五年三月二十九日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十二日

東京都港区芝浦四―一〇―一―二一〇五

限定承認者　山内　敦史

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所長野県松本市大字新村二三一六番地二　被相続人　亡　金　榮子

右被相続人は平成二十四年六月六日死亡し、その相続人は平成二十五年四月二日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十二日

長野県松本市大字新村二三一六番地二

相続財産管理人　**鄭**　里美

任意清算公告

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月十二日

東京都豊島区南池袋一丁目一二―七ＭＩビル五階

司法書士法人新綜合事務所

代表社員　加藤　新

新規信託分割の公告

新生信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十五年五月十七日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号

合同会社長堀橋開発

受託者

東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

新生信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び従前の信託についての信託契約の内容

平成十九年十一月二十二日付不動産管理信託契約書

なお、従前の信託の年月日は、右記記載の契約締結日と同日です。

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

新生信託銀行株式会社

電話番号（代表）〇三―六八八〇―六二〇〇

平成二十五年四月十二日

受託者

東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

新生信託銀行株式会社

代表取締役　後藤　武彦

取消公告

平成二十五年三月十四日掲載の定款変更につき通知公告は取消します。

平成二十五年四月十二日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号赤坂パークビル

ＧＥアビエーション・ディストリビューション・ジャパン株式会社

代表取締役　ジェラルド・メルフィ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十二日付第七九号一一
調達第六八号三二ページ●

二ページ●同日付第八〇号一四四ページ●同日付政府
三月五日付衆会第一〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）